

春日井市地域防犯組織支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、安全なまちづくりの実現に向け、地域住民による自主的な防犯活動を推進するため、予算の範囲内で防犯パトロールを行う団体に対し補助金を交付することとし、その交付については、春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「防犯パトロール」とは、犯罪の発生を防ぐため自治会等の区域内を巡回することをいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、次の要件のいずれにも該当する団体で、市長が認めるものとする。

- (1) 春日井市区町内会助成金交付要綱（平成4年4月1日施行）に基づく助成を受けている区、町内会及び自治会並びにその地域内のボランティア団体、PTA、老人会その他の団体
- (2) 定期的に防犯パトロールを実施すること。
- (3) 防犯パトロールの実施について管理及び運営を行う能力を有すること。
- (4) 当該防犯パトロールの実施について、市からこの要綱による補助金以外の助成を受けないものであること。
- (5) 市からこの要綱による補助金を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯パトロールに要する物品（ジャンパー、帽子、腕章、たすき、警笛、マグネットステッカー、シール、青色回転灯、防犯ブザー、地図、カメラ、フィルム、筆記用具、懐中電灯、電池等をいう。）の購入費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に相当する額以内の額とし、次の表の左欄に掲げる世帯数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

世 帯 数	金 額
3,001 以上	250,000 円
1,501 以上 3,000 以下	150,000 円
501 以上 1,500 以下	100,000 円
500 以下	50,000 円

2 前項の世帯数は、防犯パトロールを行う地域の区、町内会又は自治会の世帯数とする。

(申請書に添付すべき書類)

第6条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 団体概要書 (第1号様式)
- (2) 防犯パトロール用資材の見積書の写し
- (3) 団体の規約
- (4) 防犯パトロール地域図

(申請の期日)

第7条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の11月末日とする。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(補助金の交付方法)

第9条 補助金は、規則第4条の交付決定をした後、当該交付決定を受けた団体の請求に基づいて交付し、規則第10条の規定による交付すべき補助金の額を確定した後に精算する。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、補助事業等実績報告書に購入物品等の明細及び領収書の写しを添えて、交付決定日から起算して60日を経過した日又は当該年度の2月末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

(検査等)

第11条 市長は、補助金の交付決定を受けた団体に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において補助

金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

第1号様式 (第6条関係)

団 体 概 要 書

団体名	(フリガナ)
所在地	
代表者名 及び連絡先	担当者 電 話 F A X 住 所
設立年月日	年 月
構成員数	(構成員) 名
防犯パトロールを行う地 域の区、町内会、自治会 の名称	
防犯パトロール回数	週 ・ 月 回
設立目的・経緯	
備考	